

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年6月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500078号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500020号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和46年8月1日から同年9月1日に訂正し、昭和46年8月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和46年8月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和46年8月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失年月日は、昭和46年8月1日となっているが、昭和44年2月1日から昭和46年8月31日までA社で勤務していたので、昭和46年9月1日を資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者がA社及びその子会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、請求者と同時期に、A社からC社に異動した同僚から提出された昭和46年7月から同年9月までの給与明細書によると、A社から給与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を当該事業所の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和46年7月の厚生年金保険の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和46年8月1日から同年9月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500001号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500003号

## 第1 結論

昭和62年6月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年6月から平成2年3月まで

私が20歳となった昭和62年\*月頃、私は大学生だったが、父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。学生時代の国民年金保険料は、銀行の私名義の預金口座から口座振替で納付していたか、あるいは、父親又は母親が納付書で毎月納付してくれていた。大学を卒業した平成2年3月頃、私が会社に就職する際に、母親から私の国民年金手帳を受け取ったことを覚えており、請求期間の納付記録があるはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者が20歳となった昭和62年\*月頃、請求者は大学生だったが、父親が請求者の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、当該加入手続を行ったとする父親は、加入手続の時期や場所を具体的に記憶していない上、請求者の年金手帳についても全く覚えていないことから、請求者の国民年金の加入状況が不明である。

また、請求者は、請求期間当時大学生だったと述べており、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、オンライン記録において、請求者が大学卒業後初めて厚生年金保険に加入した平成2年4月より前に、国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500003号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500004号

## 第1 結論

昭和56年6月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年6月から平成元年3月まで  
私が20歳になった昭和56年\*月頃、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。  
請求期間の国民年金保険料については、私が、毎月、保険料として8,000円を母親に渡し、母親が、私名義の信用金庫の口座に毎月8,000円を入金し、口座振替により納付していた。  
私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和56年\*月頃、母親が請求者の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、請求者は、自身の国民年金の加入手続に直接関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続を行ってくれたとする母親からは、請求者の国民年金の加入に関する証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入状況が不明である上、請求者の国民年金の加入手続時期は、国民年金手帳記号番号払出簿の請求者の手帳記号番号の払出日から平成元年9月頃と推認できることから、請求内容と一致せず、当該加入手続時点において、請求期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料については、請求者が、毎月、保険料として8,000円を母親に渡し、母親が、私名義の信用金庫の口座に毎月8,000円を入金し、口座振替により納付していたと主張しているが、i) 請求期間に実際に必要とされる保険料月額(4,500円ないし7,700円)であり、請求者が毎月母親に渡していたとする保険料月額(8,000円)は、請求者の推認される国民年金の加入手続時期である平成元年度の金額であること、ii) 請求期間当時、請求者が居住していた区の「国民年金1号被保険者名簿」によると、請求者が口座振替を開始したのは、請求者の推認される国民年金の加入手続時期と同じ平成元年9月となっていることが確認できることから、請求内容と一致しない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から国民年金手帳記号番号が払い出されるまでの期間を通じて同一区内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500016号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500018号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年5月から平成9年3月31日まで

A社に勤務していたときの厚生年金保険の記録は無いが、昭和53年5月から平成9年3月30日までパワーショベルのオペレーターとして勤務していたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

当時の事業主及び社会保険事務担当者の回答から、勤務期間は特定できないものの、請求者はA社に重機のオペレーターとして勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の社会保険事務担当者は、A社においては厚生年金保険の加入は希望制であり、収入を多くするため厚生年金保険に加入しない従業員が複数いた旨陳述しており、全ての従業員を加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

また、事業主は、請求期間当時の資料が保存されていないため、請求者の厚生年金保険の取扱いについては、全て不明であると回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、請求者は、昭和52年から昭和53年頃に病気治療のため、国民健康保険に加入したと述べているところ、請求期間の全てにおいて国民健康保険に継続加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500075号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500019号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年6月21日から同年7月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険の資格取得年月日は、昭和52年7月1日となっているが、B社から系列子会社であるA社に昭和52年6月21日に移籍したため、請求期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答により、請求者がA社に、昭和52年6月21日から同年7月1日までの期間に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の記録によると、A社は、昭和52年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間において、適用事業所ではないことが確認できる。

また、請求者と同時期にB社からA社に移籍した同僚が所持する給与明細表では、請求期間の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、A社は、請求者及び請求者と同時期に移籍した者に係る厚生年金保険料控除については、上記給与明細表を所持する者と同じ取扱いであった旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。